# 国民保護訓練上の救援に係る検討支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

#### 1 趣旨

この要領は、「国民保護訓練上の救援に係る検討支援業務」(以下「本業務」という。) について、随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案協議(プロポー ザル)を実施し、応募した者の中から業務受託候補者を選定するために必要な事項を定め る。

### 2 業務概要

(1) 業務名

国民保護訓練上の救援に係る検討支援業務

- (2) 業務内容別紙「仕様書(案)」のとおり
- (3) 履行期限 令和8年2月27日(金)
- (4) 提案上限額2,200,000円(消費税及び地方消費税含む)

#### 3 参加資格

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)に規定する者に該当しないこと。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人その他の団体又は個人
  - エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又 は個人
  - オ 役員等が,自己,自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって,暴力団又は暴力団員等を利用している法人その他の団体又は

#### 個人

- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、 金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を提供するなど、直接 的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人その他の団体又 は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法 人その他の団体又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするため にこれらを利用している法人その他の団体又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団 体又は個人
- (5) 都道府県税,消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 本業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ本業務を円滑に遂行するため に必要な経営基盤を有していること。
- (7) 政治団体,宗教上の組織若しくは団体,その他鹿児島県知事が適当でないと判断する者ではないこと。

#### 4 スケジュール (予定)

| 項目                    | 日程             |  |
|-----------------------|----------------|--|
| 企画提案募集開始              | 令和7年10月3日(金)   |  |
| 質問受付期限                | 令和7年10月9日(木)   |  |
| 質問回答                  | 令和7年10月10日(金)  |  |
| 参加申込書, 応募資格確認申請書, 事業者 | 令和7年10月14日(火)  |  |
| 概要書提出期限               |                |  |
| 企画提案書提出期限             | 令和7年10月17日(金)  |  |
| 審査結果通知 (予定)           | 選考終了後、速やかに実施   |  |
| 契約締結 (予定)             | 選考結果通知後、速やかに実施 |  |

- ※ 事前説明会は開催しない。
- ※ 提出書類等は全て午後5時必着とする。

#### 5 質問書

- (1) 本業務に係る質問等は、質問書(様式1)により行うものとする。
- (2) 質問書は、「4 スケジュール (予定)」に示している期限までに電子メールにより提出すること (電子メール送付後、必ず電話で着信確認を行うこと)。
- (3) 質問書に回答する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公表する。 なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書(案)の追加又は修正とみなす。

■ 県ホームページ

ホーム>県政情報>入札情報・資格情報>入札情報>国民保護訓練上の救援に係る 検討支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施について

http://www.pref.kagoshima.jp/aj01/sakisimakentou001.html

- 6 参加申込書,参加資格確認申込書,事業者概要書の提出
  - (1) 提出書類
    - ア 参加申込書(様式2)
    - イ 参加資格確認申請書(様式3)
    - ウ 事業者概要書(様式4)
  - (2) 提出期限

「4 スケジュール (予定)」に示す期限まで

(3) 提出方法

電子メールによる。

※電子メールを送付後、必ず電話で着信確認を行うこと。

(4) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加申込書の提出を持って行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む)については、後日、参加申込書に記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが 明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

#### 7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出かがみ(様式5)

イ 企画提案書本体(企画内容及び作業スケジュール,業務の実施体制,過去同種又は 類似業務の実績など)

ウ 費用見積書(積算内容を具体的に示すこと)

(2) 提出期限

「4 スケジュール (予定)」に示す期限まで

- (3) 提出部数
  - ・上記(1)ア : 1部
  - ・上記(1)イ、ウ:5部
- (4) 提出方法

持参又は郵送(書類郵便等の配達記録が残るものに限る。)による。

※ FAX や電子メールは不可。

# 8 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 提出書類は A4 サイズとし、様式は任意とする。
- (2) 提出期限までに企画提案書が事務局に提出されなかった場合は、いかなる理由があっても選定されない。
- (3) 企画提案書の差替え及び再提出は原則として認めない。
- (4) 仕様書の内容以外に、契約上限額を超えない範囲で、本業務の目的を達成するために 有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお、追加提案である旨が分かるよう に作成し、1頁で作成すること。
- (5) 採用された企画提案書の使用権は鹿児島県に帰属する。
- (6) 費用見積書の作成にあたっては、仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえて、業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者1案とする。
- (8) 作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (9) 企画提案書等は返却しない。
- 10 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にする。

# 9 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員会を鹿児島県危機管理防災局危機管理課において開催し、書類審査の結果、 最も内容が優れていると評価された企画提案書等を提出した者を最優秀提案者とする。 なお、必要に応じて書面等による質疑を行う。

- (2) 審査項目及び審査内容 別表のとおり。
- (3) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。 なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

#### 10 契約の締結

- (1) 最優秀提案者となった者を委託先候補とし、鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し、合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 業務内容を修正した場合においても、上記2(4)に定める額を上限とする。
- (4) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約にあたっては、契約書を2部作成し、各1部を保有する。

(5) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

# 11 失格要領

次のいずれかに該当する場合は, 失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (4) 会社更生等の適用を申請する等,契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

#### 12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等は、提案者に無断で使用しないが、審査に必要な範囲において複製を制作するものとする。
- (2) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例(平成12年条例第113号)に 基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象になる。
- (3) 天変地異その他やむを得ない理由により、業務の全部または一部を発注できない場合がある。
- (4) 契約保証金は免除とする。
- 13 提出先(提出先及び問い合わせ先)

鹿児島県危機管理防災局危機管理課危機管理係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10番1号

電話: (099) 286-2255, FAX: (099) 286-5519

E-mail: kikikn@pref.kagoshima.lg.jp

# 審査項目及び評価の視点

| 番盆垻日及い評価の倪息<br> |                            |      |  |
|-----------------|----------------------------|------|--|
| 審査項目            | 評価の視点                      | 配点   |  |
| 全体方針            | ・業務の目的及び内容を正しく理解しているか。     | 10点  |  |
| 業務内容            | ・賃貸型応急住宅の提供に係るモデル検討のための情報  | 10点  |  |
|                 | 収集及びモデル検討(案)の作成について,効果的に事業 |      |  |
|                 | の目的を達成し得るものになっているか。        |      |  |
|                 | ・公的住宅の提供に係るモデル検討(案)の作成につい  | 10点  |  |
|                 | て,効果的に事業の目的を達成し得るものになっている  |      |  |
|                 | カゥ。                        |      |  |
|                 | ・食品の給与及び飲料水の供給に係る業務要領(案)の作 | 10点  |  |
|                 | 成について,実効性のある業務要領の作成が期待できる  |      |  |
|                 | ものとなっているか。                 |      |  |
|                 | ・生活必需品の給与又は貸与に係る業務要領(案)の作成 | 10点  |  |
|                 | について,実効性のある業務要領の作成が期待できるも  |      |  |
|                 | のとなっているか。                  |      |  |
| 業務実施体制          | ・実施体制は、事業を円滑かつ確実に実施できる物にな  | 15点  |  |
|                 | っているか。                     |      |  |
| 業務実績            | ・本業務を遂行するために必要な知識・専門性を有して  | 20点  |  |
|                 | いるか。                       |      |  |
|                 | ・過去に類似の業務経験があり、提案内容を遂行する能  |      |  |
|                 | 力を有しているか。                  |      |  |
| 業務実施スケ          | ・本業務の実施に関するスケジュールは、妥当かつ確実  | 5点   |  |
| ジュール            | 性があるか。                     |      |  |
| 経費の合理性          | ・見積書に所要経費,積算根拠が明確に示されているか。 | 5点   |  |
|                 | ・提案内容に対する各所要経費は妥当か。        |      |  |
| 追加提案            | ・業務の目的を達成する上で有益な追加提案に対する加  | 5点   |  |
|                 | 点。                         |      |  |
| 合計              |                            | 100点 |  |
|                 |                            |      |  |